

管理職員特別勤務手当の支給に関する細則

(目的)

第 1 条 この細則は、職員給与規程（日本司法支援センター平成18年規程第 4 号。以下「給与規程」という。）第35条の規定に基づき、管理職員特別勤務手当（以下「手当」という。）について、勤務 1 回当たりの額その他支給に必要な事項を定めることを目的とする。

(支給要件等)

第 2 条 給与規程第35条の適用にあたり、同項の勤務に該当するか否かの認定は、原則として、当該勤務が休日に処理すべき業務のための勤務であったか否かを基準として行うものとし、臨時又は緊急の必要がなく職員の自由意思に基づいて行われる勤務、勤務時間が 1 時間に満たない勤務及び次に掲げる業務のための勤務はこれに該当しないものとする。また、手当の対象となる勤務は、休日の振替を行うことができなかった休日における勤務に限る。

- (1) 各種資料の整理等
- (2) 通常の勤務日においても一般的に行われているデータの計測、機械の管理その他これに類する業務
- (3) センター以外の団体等が主催する諸行事（記念式典、表彰式、講習会等）等への儀礼的な参加、出席（あいさつ等を行う場合を含む。）
- (4) センターが主催又は共催する諸行事等への開催事務担当者以外の立場での参加、出席

2 給与規程第35条第 1 項の勤務は、休日に始まる勤務とし、連続する勤務の始まりから終わりまでを 1 回として取り扱う。ただし、一の休日において勤務の開始が 2 以上ある場合は、当該休日に始まる勤務のすべてを 1 回の連続した勤務として取り扱うものとする。

3 給与規程第35条第 2 項に基づき別に定めることとされる勤務は、勤務に従事した時間が 6 時間を超える勤務とする。

4 給与規程第35条第 2 項に基づき別に定めることとされる勤務 1 回当たりの額は、次表のとおりとする。

ただし、休日の振替を行った場合を除く。

区 分	支給額	
	定年前再雇用短時間勤務職員以外の職員	定年前再雇用短時間勤務職員
別表 2 適用職員	18,000円	
I 種適用職員	12,000円	11,000円

役職手当適用職員	Ⅱ種 〃	10,000円	9,000円
	Ⅲ種 〃	8,500円	7,500円
	Ⅳ種 〃	7,000円	6,000円
	Ⅴ種 〃	6,000円	5,000円

5 給与規程第45条の7の規定の適用を受ける職員に対する前項の規定の適用については、同項中「次表のとおり」とあるのは、「次表に掲げる額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

（支給手続等）

第3条 手当の支給を申請する職員は、第2条第1項の認定及び従事時間の把握のため、「管理職員特別勤務報告書」を速やかに提出するものとする。

附 則

この細則は、平成18年4月10日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成19年細則第4号）

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成28年細則第4号）

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（日本司法支援センター令和5年細則第7号）

この細則は、令和5年4月1日から施行する。